

## 稲敷東部台都市計画区域区分の変更

都市計画区域区分を次のように改める

### 1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示の通り」変更する。

### 2. 人口フレーム

区分	年次	平成17年 (基準年)	平成27年 (基準年の10年後)
	都市計画区域内人口		48.1 千人
市街化区域内人口		8.5 千人	12.0 千人
配分する人口		—	12.0 千人
保留する人口		—	—
(特定保留)		—	—
(一般保留)		—	—

### 理 由

本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。